

# 東南アジアにおける友好協力条約

## 東南アジアにおける友好協力条約

### 前文

締約国は、

その国民を相互に結び付けてきた歴史的、地理的及び文化的な現存するきずなを認識し、

正義及び法の支配を永続的に尊重すること並びに相互の関係における地域の強韌性<sup>じん</sup>を高めることにより地域の平和及び安定を促進することを希望し、

東南アジアに影響を及ぼす事項に関し、国際連合憲章、千九百五十五年四月二十五日にバンドンにおけるアジア・アフリカ会議で採択された十の原則、千九百六十七年八月八日にバンコクで署名された東南アジア諸国連合宣言及び千九百七十一年十一月二十七日にクアラルンプールで署名された宣言の精神及び原則に適合して平和、友好及び相互の協力を強化することを希望し、

締約国間の意見の相違又は紛争の解決については、協力を損ない又は妨げるおそれのある消極的な態度を避け、合理的な、効果的な及び十分に柔軟な手続によって規律すべきであることを確信し、

世界の平和、安定及び調和を一層促進するため東南アジアの内外のすべての平和愛好国との協力が必要であることを信じて、

次のとおり友好協力条約を締結することを厳粛に合意する。

## 第一章 目的及び原則

### 第一条

この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

### 第二条

締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。

- a すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
- b すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利
- c 相互の国内問題への不干渉
- d 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決

e 武力による威嚇又は武力の行使の放棄

f 締約国間の効果的な協力

## 第二章 友好

### 第三条

締約国は、この条約の目的を達成するため、締約国を相互に結び付けている伝統的、文化的及び歴史的な友好、善隣及び協力の関係を発展させ及び強化させることに努め、並びにこの条約に基づく義務を誠実に履行する。締約国は、締約国間の一層緊密な理解を促進するため、締約国の国民の間の接触及び交流を奨励し及び容易にする。

## 第三章 協力

### 第四条

締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野において並びに地域における国際の平和及び安定についての共通の理想及び願望に関する事項その他共通の関心事項に関して、積極的に協力することを促進する。

## 第五条

締約国は、前条の規定の実施に当たり、平等、無差別及び互惠の原則に基づき、多数国間及び二国間で最大の努力を払う。

## 第六条

締約国は、東南アジア諸国の繁栄した及び平和な共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。このため、締約国は、その国民の相互の利益となるよう、締約国の農業及び産業の一層広範な活用、締約国間の貿易の拡大並びに締約国の経済的基盤の改善を促進する。この点に関し、締約国は、他国並びに地域外の国際機関及び地域機関との緊密かつ有益な協力のためのすべての方法を引き続き探求する。

## 第七条

締約国は、社会正義を実現し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。このため、締約国は、経済発展及び相互援助のための適当な地域的な戦略を採用する。

## 第八条

締約国は、広範な規模で最も緊密な協力を達成するよう努め、また、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によって相互に援助を提供するよう努める。

#### 第九条

締約国は、地域における平和、調和及び安定を一層促進するため協力を推進するよう努める。このため、締約国は、その見解、行動及び政策を調整するため、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議を維持する。

#### 第十条

締約国は、他の締約国の政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によっても参加してはならない。

#### 第十一条

締約国は、自国の主体性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強靱性じんせいを高めるよう努める。

## 第十二条

締約国は、地域の繁栄及び安全を実現するための努力に当たり、東南アジア諸国の強固かつ発展可能な共同体の基礎となる自信、自立、相互尊重、協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強靱性<sup>じん</sup>を増進するためにすべての分野において協力するよう努める。

## 第四章 紛争の平和的解決

## 第十三条

締約国は、紛争が発生することを防ぐための決意及び誠意を有するものとする。締約国は、自国に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。

## 第十四条

締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国の閣僚級の代表から成る理事会を常設の機関として設置する。

ただし、この条の規定は、この条約に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

#### 第十五条

理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してあつせん、仲介、審査、調停等の適当な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあつせんを行うことができ、又は紛争の当事国の合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行う委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するために適当な措置を勧告する。

#### 第十六条

この章の第十三条から前条までの規定は、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらの規定を適用することに合意しない限り、適用しない。ただし、当該紛争の当事国でない他の締約国は、当該紛争を解決するためにすべての可能な援助を提供することを妨げられない。当該紛争の当事国は、そのような援助の提供を受け入れることを十分に考慮する。

#### 第十七条

この条約のいかなる規定も、国際連合憲章第三十三条1に規定する平和的解決の手段を利用することを妨げるものではない。紛争の当事国である締約国は、国際連合憲章に規定する他の手続に訴える前に、率先して紛争を友好的な交渉により解決することが奨励されるべきである。

#### 第五章 一般規定

#### 第十八条

この条約は、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国によつて署名される。この条約は、署名国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

この条約は、東南アジアの他の国による加入のために開放しておく。

東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得て、この条約に加入することができる。

#### 第十九条

この条約は、第五番目の批准書が署名国政府、すなわち、この条約及び批准書又は加入書の寄託者として

指定される政府に寄託された日に効力を生ずる。

## 第二十条

この条約は、ひとしく正文である締約国の公用語により作成し、また、英語による合意された共通の訳文を付する。共通の訳文の解釈に相違がある場合には、交渉によって解決する。

以上の証拠として、締約国は、この条約に署名調印した。

千九百七十六年二月二十四日にバリのデンパサールで作成した。